

第4節 児童福祉・母子保健

1 次世代育成支援行動計画推進

(1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプラン」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

< 計画の期間 >

平成17年度から平成26年度までの10年間(平成21年度見直し)

< 実績 >

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

2 子育て支援事業

(1) 乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校就学前の乳幼児
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 生計維持者の前年の所得が児童手当法施行令に定める額を超えていない者(3歳以上の幼児)

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
国保	対象者	1,167	1,282	1,109	1,074	1,047
	件数	9,914	12,712	17,121	17,401	18,148
	金額(千円)	26,839	29,465	36,306	41,399	45,022
社保	対象者	4,732	4,754	4,930	4,891	4,913
	件数	39,117	50,085	70,402	73,509	78,317
	金額(千円)	102,393	116,081	149,816	164,271	173,434

計	対象者	5,899	6,036	6,039	5,965	5,960
	件数	49,031	62,797	87,523	90,910	96,465
	金額(千円)	129,232	145,546	186,122	205,670	218,456

平成19年1月から3歳未満は原則として自己負担なしとする

平成20年10月から外来についても、対象者を就学前まで拡大

(2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者 国8/10,県1/10,市1/10 非被用者 国1/3,県1/3,市1/3 特例給付 国10/10 小学校修了前特例給付 国1/3,県1/3,市1/3

< 目的・事業内容 >

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校修了前児童（平成18年4月から）を養育している父母等
- ・ その者の前年の所得額が制限額未満であること

< 支給額 >

区分		月額
3歳未満		10,000円
3歳以上	第1子分	5,000円
	第2子分	5,000円
	第3子以降分	10,000円

19年4月から、3歳未満児童は一律10,000円支給。

< 実績 >

区分		年度	18	19	20	21	22
被用者	受給人員(延数)		21,177	21,652	21,784	21,966	3,586
	支給額(千円)		121,710	201,140	217,840	219,660	35,860
非被用者	受給人員(延数)		7,671	7,705	7,530	7,550	1,313
	支給額(千円)		45,735	71,990	75,300	75,500	13,130
特例給付	受給人員(延数)		716	324	332	219	24
	支給額(千円)		4,065	2,975	3,320	2,190	240
被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)		69,358	73,495	72,708	71,195	12,481
	支給額(千円)		395,715	418,355	412,925	404,025	70,905
非被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)		29,515	29,842	28,080	27,439	4,993
	支給額(千円)		171,135	173,105	162,790	158,800	28,845
計	受給人員(延数)		128,437	133,018	130,434	128,369	22,397
	支給額(千円)		738,360	867,565	872,175	860,175	148,980

平成22年度については、子ども手当の創設により、22年2・3月分の2ヶ月分の支給となっている。（6月支給）

(3)子ども手当給付

根拠法令等	子ども手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合 H22.4月～ H23.9月分 H23.4月から つなぎ法	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満（被用者） 国 11/13, 県 1/13, 市 1/13 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国 19/39, 県 10/39, 市 10/39 ・3歳～小学校修了前（第1子, 第2子） 国 29/39, 県 5/39, 市 5/39 ・3歳～小学校修了前（第3子） 国 19/39, 県 10/39, 市 10/39 ・中学生 国 10/10
		負担割合 （特措法） H23.10月～ H24.3月分	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満（被用者） 国 13/15, 県 1/15, 市 1/15 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国 5/9, 県 2/9, 市 2/9 ・3歳～小学校修了前（第1子, 第2子） 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・3歳～小学校修了前（第3子） 国 5/9, 県 2/9, 市 2/9 ・中学生 国 10/10 ・特定施設入所等子ども 国 10/10

< 目的・事業内容 >

次代を担う子供が健やかに育つことを、社会全体で応援することを目的とする。

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童（平成22年4月から）を養育している父母等

< 支給額 >

平成22年4月から、一律13,000円支給（H23.9月分まで）

平成23年10月～

子どもの年齢	子ども手当月額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 （第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

<実績>

区分		年度	22	23		
				つなぎ法	特措法 (施設分含む)	計
0 } 3 歳	被用者	受給人員(延数)	18,761	15,490	7,742	23,232
		支給額(千円)	243,893	201,370	116,130	317,500
	非被用者	受給人員(延数)	6,193	4,810	2,323	7,133
		支給額(千円)	80,509	62,530	34,845	97,375
了前 小学3 学校歳 修以上	被用者	受給人員(延数)	62,568	48,945	25,282	74,227
		支給額(千円)	813,384	636,285	271,070	907,355
	非被用者	受給人員(延数)	22,789	17,995	8,373	26,368
		支給額(千円)	296,257	233,935	90,065	324,000
了前 後小学 中学校修 了	被用者	受給人員(延数)	21,929	17,324	8,843	26,167
		支給額(千円)	285,077	225,212	88,430	313,642
	非被用者	受給人員(延数)	8,832	7,107	3,115	10,222
		支給額(千円)	114,816	92,391	31,150	123,541
計		受給人員(延数)	141,072	111,671	55,678	167,349
		支給額(千円)	1,833,936	1451,723	631,690	2,083,413

(4) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

<支給対象者>

- ・ 父または母と生計を同じくしていない、18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- ・ 公的年金を受けていないこと

<支給額>

区分	全額支給	一部支給
1人目	41,430円	41,420円～9,780円
2人目	5,000円加算	
3人目以降	3,000円加算	

平成24年4月現在支給額

<実績>

年度		19	20	21	22	23	原因別			
新法	件数	1,644	1,627	1,624	1,691	1,682	離婚	遺棄	死亡	その他
	支給額 (千円)	775,408	772,948	752,676	759,353	787,356	1,515	1	15	151
旧法	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成22年8月から父子家庭も対象となった。

(5) 母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所管課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
措置	世帯数	(6) 71	(9) 111	(9) 106	(7) 84	(7) 83
	人員	(14) 166	(21) 248	(20) 236	(16) 192	(18) 217
措置費(千円)		11,377	21,306	20,900	22,429	25,529

()は月平均

市が措置したもの

(大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所を含む)

(6) 助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所管課	児童家庭課
-------	--------------	-----	-------

< 目的・事業内容 >

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

< 施設の概要 >

平成22年4月1日設置

名称	大牟田市立病院助産施設
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定員	1名

市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止

(7) 児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所管課	児童家庭課
-------	-----------------	-----	-------

< 目的・事業内容 >

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

< 実績 >

内容別相談受付人数

相談内容		年度				
		19	20	21	22	23
養護相談	児童虐待	64	52	78	98	103
	その他	51	33	42	62	80
保健相談		0	0	0	0	3
障害相談		4	9	3	6	8

非行相談		0	0	7	4	2
育成相談	不登校	6	16	15	29	42
	その他	5	16	16	20	15
その他の相談		4	8	7	32	27
合計		134	134	168	251	280

年齢別相談受付人数

年齢区分 \ 年度	19	20	21	22	23
未就学児（0～3歳）	41	36	37	81	87
（4～6歳）	19	16	38	48	46
小学校低学年（1～3年生）	28	27	34	40	44
高学年（4～6年生）	21	28	17	33	34
中学生（12～15歳）	20	23	29	40	53
～18歳	5	4	13	9	16
合計	134	134	168	251	280

(8) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

< 目的・事業内容 >

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

< 構成機関 >

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

3 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条・第14条・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県10/10

< 目的・事業内容 >

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

< 母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分) >

資金名	貸付 限度額 (千円)	利 息	19年度 貸付状況		20年度 貸付状況		21年度 貸付状況		22年度 貸付状況		23年度 貸付状況		
			件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	
事業開始 資金	2,830	無利子 (1.5%)											
事業継続 資金	1,420	無利子 (1.5%)											
修学 資金	高校	公立 18 私立 30	無利子	1	648	5	4,968			1	648	1	720
	高等専 門学校	公立 21 私立 32	無利子			1	1,080			2	2,976	2	2,280
	大学	公立 45 私立 54	無利子	1	3,072								
	その他	公立 45 私立 53	無利子					1	720				
修業資金	68 (460)	無利子	1	600			1	1,560					
就学支度 資金	高校等 150 大学等 370	無利子	5	1,826	7	2,595	5	1,405	1	580	6	1,150	
住宅資金	1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.5%)											
就職支度 資金	100 (220)	無利子 (1.5%)											
技能習得 資金	68 (460)	無利子 (1.5%)	2	2,064	4	4,308							
生活資金	141 103	無利子 (1.5%)	1	309	4	5,624							
結婚資金	300	無利子 (1.5%)			1	260							
転宅資金	260	無利子 (1.5%)					1	230					
合 計			11	8,519	22	18,835	8	3,915	4	4,204	9	4,150	

貸付限度額は、平成22年4月1日現在

修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

技能習得資金の()金額は、自動車運転免許の場合

就職支度資金の()金額は、自動車購入の場合

修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

(2) 福岡県母子福祉協力員

< 目的・事業内容 >

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
国保	対象者	2,377	2,241	2,056	1,515	1,451
	件数	42,873	39,166	27,435	20,233	14,149
	金額(千円)	146,778	128,622	93,742	64,753	51,344
後期	対象者			1	1	0
	件数			1	6	-1
	金額(千円)			1	9	-4
社保	対象者	2,167	1,985	2,070	2,094	2,124
	件数	24,601	22,778	18,737	19,217	18,813
	金額(千円)	77,310	65,938	57,394	59,638	54,699
計	対象者	4,544	4,226	4,127	3,610	3,575
	件数	67,474	61,944	46,173	39,456	32,961
	金額(千円)	224,088	194,560	151,137	124,400	106,039

平成20年10月から対象者を父子家庭まで拡大

平成20年9月末で、一人暮らしの寡婦対象外(平成22年9月末まで経過措置)

(4) 高等職業訓練促進給付事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/2 県1/4市1/4 (ただし、一部別割合あり)

< 目的・事業内容 >

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成17年度から実施したものの。

平成21年3月から支給対象期間の延長が図られた。(最長12か月 最長18か月)

平成21年6月から支給対象枠の拡張が図られた。(修業期間の後半1/2 修業期間の全期間。ただし、平成24年度に入学した者は支給上限が3年となる。)

< 対象資格 >

- ・ 看護師(准看護師を含む)
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

<実績>

区分	年度	19	20	21	22	23
准看護師		1	3	19	14	17
看護師		3	2	3	4	2
介護福祉士						
保育士						
理学療法士			1	1		
作業療法士						1
給付者合計		4	6	23	18	20
事業費 (千円)		4,532	5,047	27,121	25,030	28,173
給付者のうち卒業者数 (人)		4	5	12	9	8
給付者のうち資格取得者 (人)		4	5	11	9	8
給付者のうち就職者 (人)		4	5	10	9	7

4 保育事業

(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実績>

区分	年度	19	20	21	22	23
区分	保育所数	22	22	22	22	22
	定員	2,240	2,240	2,230	2,210	2,220
	公立	170	170	170	170	170
	私立	2,070	2,070	2,060	2,040	2,050
公立	人員	(159) 1,909	(164) 1,968	(149) 1,784	(171) 2,054	169 2,029
	人員	(2,151) 25,811	(2,131) 25,575	(2,093) 25,112	(2,033) 24,392	(2,080) 24,962
	委託費(千円)	1,767,147	1,767,770	1,744,422	1,728,567	1,796,705
管外	人員	(60) 714	(64) 762	(47) 569	(45) 542	(42) 504
	委託費(千円)	52,413	53,541	35,307	37,743	35,441
合計	人員	(2,370) 28,434	(2,359) 28,305	(2,289) 27,465	(2,249) 26,988	(2,291) 27,495
	委託費(千円)	1,819,560	1,821,311	1,779,729	1,766,310	1,832,146

() は月平均

(2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金 交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	(保育所分)市 10/10 (学童分) 国 1/3 県 1/3 市 1/3

< 目的・事業内容 >

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児保育実施要綱に基づき、保育士や指導員を配置する民間保育所や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

< 保育所実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
保育所養護児 (障害児)保育	実施施設数	13	11	11	6	6
	児童数	20	18	22	16	15
	事業費(千円)	13,234	11,099	10,219	5,665	5,962

保育所養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については私立保育所分のみ計上。(養護児保育審査会報酬も含む。)

< 学童実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
学童養護児(障 害児)保育	実施施設数	7	7	7	5	5
	児童数	10	9	12	11	11
	事業費(千円)	7,623	7,305	7,782	6,035	5,955

(3) 一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

平成22年度より交付金化のため、国 1/2 市 1/2 相当

< 目的・事業内容 >

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

< 実 績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
一 時 預 か り	実施施設数	9	7	5	4	4
	児童数	(45) 4,828	(40) 3,320	(27) 1,637	(21) 990	(22) 1,037
	事業費(千円)	8,370	5,670	2,970	4,200	4,200

()は、1か所当たり月平均。

(4) 延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

平成22年度より補助金化のため国1/3 県1/3 市1/3

< 目的・事業内容 >

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
延長保育促進	実施施設数	6	6	6	5	6
	児童数(月平均)	174	184	176	153	181
	事業費(千円)	8,200	8,200	8,400	7,000	8,010

児童数(月平均) は、実利用児童数の平均。

(5) つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(フレンズピアおおむた2階)	負担割合	国1/2 市1/2相当

平成22年度より交付金化のため、国1/2 市1/2相当

< 目的・事業内容 >

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設(フレンズピアおおむた)の2階において平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成22年4月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
登録組数(組)	(53)	(53)	(54)	(57)	(55)	
	641	633	645	682	654	
利用組数(組)	(392)	(361)	(356)	(377)	(294)	
	4,698	4,331	4,275	4,524	3,525	
利用人数(人)	(893)	(815)	(798)	(847)	(682)	
	10,716	9,780	9,573	10,164	8,179	
講座開催回数(回)	12	13	13	13	12	
講座参加人数(人)	317	370	403	381	314	
子育て相談数(件)	97	182	214	226	214	

リズム遊び開催数(回)	35	36	36	36	24
リズム遊び参加数(組)	721	767	750	716	389
子育てサポーター登録数(人)	-	-	-	7	17
子育てサポーター活動件数(回)	-	-	-	177	209
事業費(千円)	3,592	3,443	3,374	3,468	3,371

()は、月平均。

(6) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・子育て支援担当	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

< 目的・事業内容 >

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
ショートステイ事業	利用者数	6	4	2	1	2
	延日数	25	30	7	4	9
	事業費(千円)	121	238	25	11	60
トワイライトステイ事業	利用者数	4	18	2	4	6
	延日数	6	33	2	11	9
	事業費(千円)	13	86	4	29	24

(7) 病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

< 目的・事業内容 >

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

< 対象者 >

生後2ヵ月から小学3年生まで

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
利用児童数(月平均・人)		277(23)	236(20)	234(20)	327(27)	294(25)
事業費(千円)		4,234	4,247	4,183	4,373	4,300

(8)ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

<目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

<会 員>

次の各号のすべてに該当する者

- ・ 市内に居住する者
- ・ 援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・ 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・ 援助会員は講習会等を受講した者

<実 績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
会員数	837	829	846	823	890
活動数(月平均)件	1,132(94)	730(61)	503(42)	954(80)	995(83)
事業費(千円)	4,290	4,284	4,284	4,284	4,284

平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(9)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	学童保育所は各学童保育所 学童クラブは児童家庭課	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に改善。

<対象児童>

小学校1年からおおむね3年までの児童、又は小学校4年生から6年生までの障害を有する児童

<実 績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
三池学童保育所	月平均	41	42	41	41	33
	延人員	496	509	491	487	398
高取学童保育所	月平均	29	30	21	22	21
	延人員	345	358	258	266	256

中友学童保育所	月平均	40	24	29	26	21
	延人員	472	282	345	311	256
みなと学童保育所	月平均	36	42	36	30	33
	延人員	434	498	433	361	389
白川学童保育所	月平均	41	41	38	42	45
	延人員	494	495	462	508	541
銀水学童保育所	月平均	43	41	37	45	38
	延人員	511	497	442	540	456
吉野学童保育所	月平均	43	43	47	54	52
	延人員	510	517	560	654	620
笹原学童保育所	月平均	29	31	31	30	34
	延人員	352	374	373	358	411
大牟田学童保育所	月平均	42	42	44	40	43
	延人員	509	501	528	485	520
手鎌学童保育所	月平均	53	51	44	44	52
	延人員	630	613	523	527	624
駿馬北学童保育所	月平均	28	29	37	38	27
	延人員	340	348	440	454	324
羽山台学童保育所	月平均	38	42	43	45	43
	延人員	459	507	518	542	519
明治学童保育所	月平均	21	30	27	30	31
	延人員	254	356	329	359	374
大正学童保育所	月平均		40	44	44	46
	延人員		478	532	527	549
倉永学童クラブ	月平均	-	-	19	21	21
	延人員	-	-	225	247	250
平原学童クラブ	月平均			-	9	13
	延人員			-	110	155
天領学童クラブ	月平均					18
	延人員					214
計	月平均	484	528	538	561	571
	延人員	5,806	6,333	6,459	6,736	6,856
定員		520	560	600	640	680
事業費 (千円)		53,205	54,175	58,890	62,480	71,889

平成 10 年 7 月 1 日 白川学童保育所開所
 平成 12 年 4 月 1 日 銀水、吉野学童保育所開所
 平成 14 年 4 月 1 日 笹原学童保育所開所
 平成 15 年 7 月 10 日 大牟田学童保育所開所
 平成 16 年 4 月 1 日 手鎌学童保育所開所
 平成 17 年 4 月 1 日 駿馬北学童保育所開所
 平成 18 年 4 月 1 日 羽山台学童保育所開所
 平成 19 年 4 月 1 日 明治学童保育所開所
 平成 20 年 4 月 1 日 大正学童保育所開所
 平成 21 年 4 月 1 日 倉永学童クラブ開所
 平成 22 年 4 月 1 日 平原学童クラブ開所
 平成 23 年 4 月 1 日 天領学童クラブ開所

5 母子医療事業

(1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
新規申請者数		13	13	30	19	26
出生時 体重	1,000 g 以下	1	2	4	2	7
	1,001 ~ 1,500 g	4	3	9	3	7
	1,501 ~ 1,800 g	5	5	8	2	5
	1,801 ~ 2,000 g	3	2	6	9	3
	2,000 g 以上	0	1	3	3	4

(2) 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)及び糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が1万5千円以内の世帯に属するものが対象となる。

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
申請者数		0	0	0	0	0

(3) 育成医療

根拠法令等	児童福祉法 第20条(H18.3.31まで) 障害者自立支援法 第58条(H18.4.1から) 福岡県育成医療給付実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

< 目的・事業内容 >

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度				
		19	20	21	22	23
申請件数		35	35	31	31	32
給付内訳	肢体不自由	2	6	4	4	6
	視覚障害	0	1	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	3	1	0	1	2
	音声・言語・そしゃく機能障害	15	18	14	14	14
	心臓機能障害	9	5	5	6	6
	腎臓機能障害	0	0	0	0	0
	その他	6	4	4	6	4

(4)小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠法令等	児童福祉法第21条の5 福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度									
		19		20		21		22		23	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		19	77	13	78	17	70	26	65	21	71
給付内訳	悪性新生物	3	21	5	21	4	17	7	14	6	17
	慢性腎疾患	0	3	0	3	0	3	3	3	1	4
	慢性呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	慢性心疾患	3	2	0	3	2	2	1	2	1	3
	内分泌疾患	8	23	1	23	3	21	3	18	5	16
	膠原病	0	4	2	4	1	4	3	3	1	4
	糖尿病	3	10	1	10	1	6	2	5	2	7
	先天性代謝異常	0	4	2	4	0	6	2	6	2	3
	血友病等血液免疫疾患	1	6	2	6	4	8	1	12	3	11
	神経・筋疾患	1	2	0	2	1	2	3	0	0	3
慢性消化器疾患	0	2	0	2	1	1	0	2	0	2	

(5)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成16年4月より開始された。19年4月より、助成期間が2年から5年に延長され、また、年度中の申請が1回から2回へと拡充された。23年4月より、1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度とし通算5年度ま

で申請可。(ただし、通算10回まで)
 治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。
 実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

年度 区分	19	20	21	22	23
申請者数	40	56	60	45	45

6 母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査助成金 交付要領	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成20年度までは市10/10 平成21年度以降は14回のうち 5回目までは市10/10、6回目以 降の9回分は国1/2市1/2

<目的・事業内容>

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。
 平成20年度までは2回分の妊婦健康診査補助券を交付。平成21年度からは14回分を交付。
 平成21年度から妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、補助金を交付している。

<実績>

年度		19	20	21	22	23
委託医療機関	延受診回数	1,735	2,096	10,977	11,404	9,936
	委託料(千円)	11,642	16,769	76,645	78,334	69,110
委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数			97	144	118
	補助金(千円)			507	752	630

(2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12・13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所管課	児童家庭課
		負担割合	市10/10
実施場所	委託医療機関		

<目的・事業内容>

乳幼児健康診査(4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)を実施し、乳幼児の健康増進を図る。
 すべての乳幼児健康診査を医療機関に委託している。

<実績>

区分		年度					
		19	20	21	22	23	
乳児	4か月児健康診査	対象人員	954	875	938	932	843
		受診実人員	939	870	928	899	804
	10か月児健康診査	対象人員	964	917	883	889	944
		受診実人員	919	878	828	828	866
	精密検査数		22	19	14	15	17
委託料(千円)		6,914	6,453	6,443	6,603	6,528	
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	892	975	867	940	919
		受診実人員	851	929	827	861	819
		精密検査数	10	12	10	2	11
		委託料(千円)	4,193	4,585	4,040	4,599	4,289
	3歳児健康診査	対象人員	928	857	961	914	888
		受診実人員	854	766	873	803	751
		精密検査数	16	15	16	14	6
		委託料(千円)	3,647	3,267	3,761	3,712	3,458

(3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばところの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月5回、予約制。

<実績>

受診者数(延)

区分		年度				
		19	20	21	22	23
発達クリニック		125	125	135	113	120
ことばところの相談		161	148	138	124	123

7 母子保健指導事業

(1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条・15条・16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

<実績>

区分		年度				
		19	20	21	22	23
妊 婦	妊娠届出数	895	972	993	916	837
	実人数	997	1,019	1,035	987	915
	延人数	998	1,097	1,192	1,050	971
産 婦	実人数	667	600	132	280	232
	延人数	733	687	444	519	432
乳 児	実人数	1,274	943	990	989	896
	健診の事後指導 (再掲)	226	250	215	150	143
	延人数	1,984	1,924	1,662	1,669	1,447
幼 児	実人数	556	451	469	479	430
	健診の事後指導 (再掲)	248	107	100	61	132
	延人数	691	721	815	811	885
その他	実人数	10	79	104	83	91
	延人数	10	133	270	248	260
電話相談	延人数	1,071	1,070	889	745	819

(2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条・10条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行なえる環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション・沐浴実習などを行う。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成15年度から実施。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・親と子のきずな講座「おっぱい教室」：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。平成21年度から休止。
- ・ベビーマッサージ教室：生後5か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成17年度から実施。平成21年度から休止。
- ・出前講座：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

<実績>

年度		19	20	21	22	23
区分						
パパママ専科	回数	3	3	3	3	3
	参加人数	94	101	98	106	86
ママのほっと スペース	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	252	293	287	332	144
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	662	703	499	565	526
親と子のきずな講座 「おっばい教室」	回数	6	6			
	参加人数	245	211			
ベビーマッサージ 教室	回数	4	3			
	参加人数	218	132			
出前講座	回数	5	5	6	4	4
	参加人数	100	208	89	113	137

(3)訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11・17・19条	所管課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする。

妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）の訪問は、平成15年4月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。妊婦の訪問は平成17年10月から実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

<実績>

年度		19	20	21	22	23
区分						
妊婦	実人員	8	13	13	4	8
	延人員	9	18	26	11	11
産婦	実人員	553	544	591	570	531
	延人員	609	631	695	635	623
新生児 (未熟児を除く)	実人員	542	532	551	543	488
	延人員	578	574	586	564	523
未熟児	実人員	7	15	29	23	23
	延人員	7	23	36	26	30
乳児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	81	43	63	35	63
	延人員	116	104	134	74	119
幼児	実人員	295	350	358	264	266
	延人員	383	452	558	507	455
その他	実人員	23	62	28	13	35
	延人員	45	139	82	38	64

上記のほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員により「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第10・12・13条 歯科口腔保健の推進に関する法律第7条、8条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児・3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

<実績>

年度		19	20	21	22	23
1歳6か月児	対象人数	880	983	872	941	924
	実人数	749	844	741	796	776
	延人数	842	929	809	856	848
3歳児	対象人数	936	862	980	920	891
	実人数	762	649	749	737	699
幼児よい歯教室	実人数		150	138		

「幼児のよい歯教室」は、平成20・21年度に実施。1～4歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導、フッ化物塗布を実施した。

(2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法第13条 健康増進法第4・7条 地域保健法第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律第7条、8条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育および歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
妊婦歯科健康相談	811	841	827	830	724
乳幼児の歯育て教室				101	86
個別相談	97	132	127	111	100
歯科健康教育	49	38	20	11	18
フッ化物塗布	1,676	1,261	1,065	1,104	1,132
その他	1,489	1,440	1,315	1,198	1,290

フッ化物塗布は1歳児(平成19年度まで)・1歳6か月児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。

その他は「みんなの健康展」における歯磨き指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。「乳幼児の歯育て教室」を平成22年度より実施。